

# 大田原市立薄葉小学校いじめ防止基本方針【概要版】

## いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということ及び「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

### いじめの未然防止に向けて

- 1 教職員のいじめに対する意識の高揚** いじめは人間として絶対許されない行為であることを、すべての教育活動の中で指導する。
- 2 学業指導の充実** 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- 3 道徳教育の充実** 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- 4 特別活動の充実** 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- 5 人権が守られた学校づくりの推進** 自他の人権の大切さを認め合うことができるよう人権教育を推進する。
- 6 保護者・地域との連携** 学校のたより等を通じて、地域に対し本校のいじめ対策基本方針を周知する。また、保護者や地域からの児童の情報を共有する。
- 7 ネットいじめへの対応** インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

### いじめの早期発見に向けて

- 1 アンケートの実施** 毎週の「なかよしチェック」に加え、更にいじめ防止週間には毎日「なかよしチェック」を実施。また「Q-U」診断も実施している。
- 2 教育相談の充実** 児童が一番相談しやすい大人と相談し、児童の気持ちを引き出す環境を整える。
- 3 情報交換による共有** 週2回の打ち合わせ及び月1回児童指導委員会にて、気になる児童の情報を共有し、組織で対応する。
- 4 外部機関との連携** 学童クラブやスポーツ少年団等と関わりのある児童について連携する。

### いじめの早期解決に向けて

- 1 組織的な対応** いじめ防止対策委員会等で報告・連絡体制を密にしながら迅速に調査・指導を行う。
- 2 いじめられている児童及び保護者への支援** いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、児童の安全を確保する。
- 3 いじめた児童への指導及び保護者への助言** 毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- 4 いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ** いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせる。
- 5 いじめの解消の判断** いじめにかかわる行為が3か月以上行っていないことといじめられた児童および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを確認する。
- 6 万一重大事態が発生した場合** 速やかに教育委員会と連携して対応する。

### 「いじめ防止対策委員会」の設置

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成する。定期的開催する。

### 【家庭・地域との連携】

- ・家庭訪問、個別面談等で保護者と日常的に情報交換を行う。
- ・学校地域連絡協議会において、PTA や地域の方等の各種会議等での情報交換を行う。

### 【関係機関との連携】

- ・大田原市教育委員会
- ・教育支援センター
- ・スポーツ少年団
- ・児童相談所
- ・学童クラブ
- ・大田原警察署